（発行登録目論見書等の特記事項）

第十八条の十　特定有価証券に係る法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　発行登録目論見書　次に掲げる事項

［イ・ハ　略］

ニ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

［ホ・ト　略］

［二・三　略］

２　［略］

第六号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等の金額】(4)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(16)　略］

(17)　組合等の仕組み

a　［略］

b　組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社（暗号等資産の管理を行う者を含む。）、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

c　［略］

［(18)～(63)　略］

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十八条の十　［同上］

一　［同上］

［イ・ハ　同上］

ニ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

［ホ・ト　同上］

［二・三　同上］

２　［同上］

第六号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等の金額】(4)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(16)　同左］

(17)　［同左］

a　［同左］

b　組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社（暗号資産の管理を行う者を含む。）、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

c　［同左］

［(18)～(63)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第十七条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にそれに対応するものを掲げていないものは、それを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にそれに対応するものを掲げていないものは、それを加える。